

令和 8 年 4 月 会 議

第 34 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和 4 年 4 月 27 日(月)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番 森 山 謙 治

議席番号 2 番 比留川 賢 次

議席番号 6 番 内 田 直 彌

議席番号 7 番 早 川 晴 子

議席番号 8 番 木 村 寛

議席番号 9 番 金 子 美登里

議席番号 10 番 橋 本 久 男

議席番号 11 番 大 塚 秀 一

議席番号 12 番 宇 野 政 信

議席番号 13 番 早 川 新 市

議席番号 14 番 古 塩 貞 夫

欠 席 委 員

議席番号 3 番 笠 間 保 一

出 席 推 進 委 員

第 1 地区担当 山 田 英 毅 第 3 地区担当 志 澤 輝 彦

第 2 地区担当 峯 山 健 吾

欠 席 推 進 委 員

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

報告第 1 号 専決処分について

議決事件及賛否の数	別紙記載のとおり
議 事 の 要 領	綾瀬市農業委員会会議規則による
採 決 の 要 領	綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 西 忠 彦
次 長	鈴 木 武 志
主 幹	古 賀 治 美
主 事	北 澤 勇 輝

9時30分 開会

○議長(古塩 貞夫君)おはようございます。やっと晴れて暖かくなったなと思っていたら、また今日はひどい雨ですね。足元の悪い中、参集いただきましてありがとうございます。ただいまより、令和8年4月、第34回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。

本日、3番、笠間委員におかれましては所用のため欠席の報告をいただいております。

したがって、現在の委員数は11名、推進委員は3名でございます。

定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますので御報告いたします。

○事務局(古賀主幹)次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。

本日は、9番金子委員、10番橋本委員のご両名をお願い申し上げます。次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。

事前に配布させていただきました総会議案書、協議会資料のほか、本日皆様の机の上に、諸般の報告、綾瀬農用地域クリーン活動についての通知と出席票を、お配りしておりますので御確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。

5月1日、令和8年度県央地区農業委員会連合会通常総会、海老名市役所において、会長、職務代理が出席される予定でございます。12日、綾瀬市園芸協会総会、JAさがみ綾瀬支店において、会長が出席される予定でございます。14日、綾瀬市地場農産物消費拡大推進協議会、313会議室において、会長が出席される予定でございます。18日、綾瀬市畜産協会総会、J1-1会議室において、会長が出席される予定でございます。19日審議案件現地調査、市内一円において、第2班の委員 内田委員、早川晴子委員が出席される予定でございます。同日、令和8年5月(第35回)農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。26日、令和8年5月(第35回)農業委員会総会、議会棟全員協議会室において委員全員が出席の予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の5ページをご覧ください。

審議前に当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件3,601平方メートル、農用地利用集積等促進計画決定18件22,610平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の

証明 1 件 3,861.68 平方メートル、法第 3 条届出 3 件 4,202 平方メートル、法第 5 条届出 2 件 2,300 平方メートル、以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の報告が終わりました。ただ今より 5 の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第 1 号、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹)総会議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番でございます。申請地は [REDACTED] [REDACTED] ほか 2 筆、地目畑、地積合計 3,601 平方メートルでございます。

申請理由は、農業経営の継承を図るためとのことでございます。

権利の種類は、所有権の移転、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましては、7 ページの案内図をご参照願います。

譲受人は、年齢 [REDACTED] 歳で綾瀬市で家族とともに農業経営をおこなっており、これらの農地全てが耕作されていることを確認しております。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人、母の 2 名で、従事日数は 150 日です。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告願います。2 番 比留川委員

○2 番(比留川 賢次君)4 月 20 日午前 9 時から、現地調査を実施いたしました。

出席者につきましては、私、笠間委員、職員 2 名で実施いたしました。なお以後についても同メンバーで実施しております。

整理番号 1 についての現況は、[REDACTED]、[REDACTED] は耕うん状態で、[REDACTED] は、ダイコン、ネギ、タマネギ、トウモロコシ等が作付けされております。これらを踏まえ、第 1 班といたしましては、農地法第 3 条の規定による許可申請は問題ないと思われませんが、皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。本件についての地域の担当委員として補足する事項等がありましらご発言願います。7 番 早川 晴子委員

○7 番(早川 晴子君)本件につきまして、地元委員として発言いたします。

4月25日譲受人宅を訪問し、お話を伺い、一緒に現地を見させていただきました。

譲受人は子供頃から手伝いをしており、現地は、母親、叔母、近所の叔父さんに手伝ってもらいながら、作付けをしています。

今回の許可申請事案につきまして地元委員としても、譲受人が、現地の管理をされていて、許可妥当と思います。皆様のご審議よろしくお願いいたしますな。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）これは売買契約ですか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局。

○事務局（古賀主幹）はい、そうです。所有権移転の売買契約です。

○議長（古塩 貞夫君）何か事情が。

○7番（早川 晴子君）息子さんとお話をしていたところ、お父様は、 のほうに住んでいて、こちらの土地を息子に売って、そのお金で向こうの田畑を買ってやっているってことの話しを聞きました。息子に売ることです。

○6番（内田 直彌君）息子なの。

○7番（早川 晴子君）親子です。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

○議長（古塩 貞夫君）それでは、日程第2号、議案第2号、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

初めに新規の促進計画である整理番号1番及び2番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号1番及び2番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は 18,208 平方メートル、設定する土地は [REDACTED] ほか 4 筆、地目畑、地積合計 3,208 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 8 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、120 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、綾瀬市において、自作の田 317 平方メートル、畑 8,494 平方メートル、利用集積による畑 9,397 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の 2 名で、従事日数は 300 日でございます。

以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。2 番 比留川委員

○2 番（比留川 賢次君）整理番号 1、2 については、一部耕うん状態で他は、レタス、ネギ、キヌサヤ、キャベツ、コマツナ、ハウレンソウ等が、作付されております。

第 1 班といたしましては、決定については問題ないと思いますが、皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 2 地区 峯山推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）本日審議がなされております農用地利用集積計画決定議案について、4 月 16 日に事務局と 2 名で、現地調査を行ったことをご報告させていただきます。現地の状況は第 1 班の代表委員が述べられたとおり、レタス、キャベツ、ハウレンソウ等が栽培されておりました。借人は園芸協会に加入しており、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを踏まえまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号1番及び2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて整理番号3番及び4番について、審議いたしますが、整理番号3番から6番の農地に関する計画につきましては、借人が同一人でありますので、一括審議をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号3番及び4番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は19,637平方メートル、設定する土地は[REDACTED]、地目畑、地積991平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は令和8年、新規の権利設定でございます。

都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。

場所につきましては、11ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業従事しておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号5番及び6番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。設定する土地は[REDACTED]

[REDACTED]、地目畑、地積991平方メートルでございます。

権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

の3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和8年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、13ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業従事しておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

この整理番号3番から6番までの農地に関する農地中間管理権の設定をする借人の状況でございますが、自作の畑9,736平方メートル、利用集積による畑9,901平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、父の3名で、従事日数は350日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。2番 比留川委員

○2番（比留川 賢次君）整理番号3、4については、耕うん状態であり、第1班としては、問題ないと思われます。整理番号5、6については、一部、草がある状態でしたが、耕うん状態にありますので、第1班といたしましては、決定に問題はないと思われますが、皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第2地区 峯山推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は、整理番号3番4番は、耕うん状態で、5番、6番は多少下草が生えていましたが、耕うん状態で何の問題もないと考えます。

借人は園芸協会に加入しており、キュウリ、トマト、ニンジン、ブロッコリー部会などに加入しております。農業に熱心に取り組んでおります。以上のことから、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。農用地利用集積等促進計画の決定につ

いて、整理番号3番及び4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて整理番号5番及び6番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく新規の促進計画である整理番号7番及び8番について、審議いたしますが、整理番号7番から10番の農地に関する計画につきましては、借人が同一人でありますので、一括審議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)件につきましては、[]委員が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間しばらくご退席願います。

([]委員 退席)

○議長(古塩 貞夫君)ただ今、[]委員が、退席されました。現在の委員数は12名、推進委員2名です。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹)総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号7番及び8番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は31,672.30平方メートル、設定する土地は[]ほか1筆、地目畑、地積合計1,189平方メートルでございます。

権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和8年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、15ページの案内図をご参照願います。

貸人は、250日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 9 番及び 10 番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。設定する土地は

、地目畑、地積 793 平方メートルでございます。

権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 8 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、160 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。この整理番号 7 番から 10 番までの農地に関する農地中間管理権の設定をする借人の状況でございますが、自作の畑 24,307.30 平方メートル、利用集積による畑 7,365 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、父、母の 4 名で、従事日数は 320 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。2 番 比留川委員

○2 番（比留川 賢次君）整理番号 7 番、8 番及び 9 番、10 番、ともに、耕うん状態であり、第 1 班といたしましては、決定に問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 2 地区 峯山推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）現地の状況は、整理番号 7 番 8 番、9 番、10 番ともに、耕うん状態で適正に管理されておりました。借人は園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことから、利用集積の決定は妥当であると考えます。

皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、

1件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号7番及び8番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて整理番号9番及び10番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

(委員 着席)

○議長(古塩 貞夫君)ただ今、退席されていましたが、 委員が着席されました。現在の委員数は、委員12名、推進委員3名です。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、継続の促進計画である整理番号11番から18番まで、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹)総会議案書18ページから25ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号11番から18番まででございます。

農地中間管理権の設定をする者及び設定する土地等は記載のとおりでございます。

各借人の状況につきましては、別紙の借人情報をご覧ください。場所につきましては、各案内図をご参照願います。各貸人は、農地の管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。全ての農地において、適切に管理されていることを事務局で現地確認しております。

以上により、全ての議案において、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)これらの件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号11番から18番までについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、全て原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書26ページ、27ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号1番でございます。

申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]ほか3筆、地目畑、現況畑、地積合計3,861.68平方メートルでございます。

内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和5年4月26日から令和8年4月27日まででございます。相続開始年月日は、平成25年8月24日で、今回は4回目の証明願でございます。場所につきましては、27ページの案内図をご参照願います。

申請人は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、申請人、妻の2名、従事日数は300日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。2番 比留川委員

○2番（比留川 賢次君）整理番号1番についてはハウス栽培が行われており、1846-3、1877-1、1877-3についてはキュウリとネギ作付けされております。1774についてはトマトが作付け現況から見て、しっかりと農業経営が行われていると思われましますので、第1班といたしましては、証明願は許可妥当と思われましますが、皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について地域の担当員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）現地を確認しました。ハウスがメインでやられております。

キュウリ、トマトです。昨日も行ってみたら、トマトの収穫をやっておりました。

申請者としての農業の継続の意思を確認出来ましたので、引き続きの農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題がないと思います。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおりに証明することに決定されました。

次に、日程第4号、報告第1号、専決処分についてを、議題といたします。

事務局長より報告願います。

○事務局長（中西事務局長）それでは、議案書の28ページから30ページをご覧ください。

日程第4号報告第1号専決処分についてでございます。

本件につきまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出3件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出件がございました。

綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号の規定により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。議案書の28ページ、29ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出3件でございます。整理番号1番から3番まででございます。この届出は、相続により農地の取得をした場合、農地のある農業委員会にその旨、届け出なければならないと農地法に規定されているため、届出があったものでございます。届出人・届出地等は、記載のとおりでございます。

次に議案書30ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出2件でございます。整理番号1番と2番でございます。転用の内容はいずれも住宅敷地、地積合計2,300平方メートルでございます。

以上、専決処分等の報告といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第1号専決処分につ

いてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和8年4月第34回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10時4分 閉会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員

